事故災害発生時は、直ちに現場監督員への報告を！

平成26年6月　財務部契約課

公共工事に従事される皆さんには、工事現場等における安全管理を日々徹底していただいておりますが、万が一事故災害が発生した時は、直ちに現場監督員に報告し、その指示のもと、適切な対応を図ることをお願いしております。

しかし、過去には、軽微な事故と考えて現場監督員への報告を怠ったり、当事者との話し合いが終わってから現場監督員に報告するなど、不適切な対応が見られました。

事故災害が発生した時に不適切な対応がされた場合には、事故関係者の方々に御迷惑をおかけするだけでなく、市民からの信頼を失うことにもなりかねません。**事故災害が発生した時は、たとえ軽微な事故であっても、昼夜・休日を問わず、直ちに現場監督員に報告するようあらためて注意喚起します。**

【事故災害例】

- 「器物損壊」
- 「改善を指示された交通渋滞」
- 「停電、ガス漏れ」
- 「電話や水道の不通」
- 「工事関係者の人身、損傷」など